



## 第5章 猫の侵入防止策



猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人もいます。敷地内に入ってきた猫のふん尿に悩まされる場合もあります。猫がペットの小鳥や金魚を取ったりすることもあります。

ここでは、猫が家の敷地に入ってこられないようにする方法を紹介します。

- ・ 食酢や木酢液等を古着や布等に染み込ませて、猫の侵入路に置く。
- ・ コーヒー粕やどくだみ茶等の茶殻を庭等にまく。
- ・ ハーブ類を庭に植える。
- ・ 猫は足場の悪い場所には近づかないので、枯れ枝を一面に置いたり、園芸用の灰をまいたりする。
- ・ 赤外線センサーにより猫が通ると自動感知し、猫の嫌う特殊超音波を発生する市販の機械を設置する。



### 【コラム】動物の遺棄・虐待は犯罪です！

動物愛護管理法では、動物の遺棄・虐待行為について、次のとおり規定しています。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

犬猫の殺傷はもちろん、子犬や子猫を捨てる行為や、必要な食事や水を与えないといった行為などは、絶対に行ってはなりません。

飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。